

人材育成奨学金給付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「基金」という。）業務方法書第20条の規定に基づき、全国漁業協同組合学校へ就学する者への奨学金給付を行なうため、その実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県内漁業協同組合等からの推薦を得て、全国漁業協同組合学校（以下「組合学校」という。）へ就学する者へ奨学金を給付することにより、将来の本県漁業の振興に寄与する意欲をもった人材を育成する事を目的とする。

(事業内容)

第3条 沖縄県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）を給付窓口とし、組合学校に就学する者の学費等に対して給付する。

(給付対象者及び選考基準)

第4条 奨学金の給付補助を受けることのできる者は、沖縄県内に住所を有し、かつ県内漁業協同組合等からの推薦を受けた者とする。

2 申し込みが多数となり、当基金の予算規模を上回る場合は、以下の順位に従って選考する。

第1順位 1カ年以上漁業に従事し、または漁業協同組合系統団体に勤務する者。

第2順位 組合学校卒業後、県内で漁業または漁業協同組合系統団体に従事する事が見込まれる者。

第3順位 組合学校卒業後、県内で漁業又は漁業協同組合系統団体に従事する意欲がある者。

(提出書類)

第5条 県漁連は、奨学金給付の対象となる者の次の各号の資料を基金に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（組合学校提出の写し）
- (2) 推薦書（組合学校提出の写し）
- (3) 誓約書（基金様式）
- (4) 組合学校在学証明書（入学後に提出）
- (5) 組合学校の学費及び生活費等証明書（卒業後に提出）

(6) 学業成績証明書（卒業後に提出）

(7) 卒業証明書（卒業後に提出）

（対象経費及び給付率）

第 6 条 給付の対象となる経費及び給付率は、次表のとおりとする。

対象経費	給付率
①学費 ②各種資格検定料 ③自治会費	左記対象経費合計額の 100 分の 50 以内

（給付方法）

第 7 条 県漁連を通じて推薦漁協より給付対象者若しくはその保護者に給付する。

（給付の停止又は返還）

第 8 条 奨学金の給付を受けている者が次の各号に該当する場合は、その給付を停止又は、給付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

ただし、理事長が認める場合はその限りではない。

(1) 組合学校を退学したとき。

(2) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。

2 県漁連は、奨学金の給付を受けている者が前項各号に該当する場合は、直ちに基金に通知するものとする。

3 基金は、県漁連より前項の通知があった場合は、その事実関係を調査して対応するものとする。

付則

1 この要領は、平成 22 年 3 月 24 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金から適用する。

2 平成 25 年 6 月 4 日一部改正

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日に施行する。

誓約書

私は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金の奨学生として、次の事項を守ることを誓います。

なお、この誓約書に違反したことにより奨学金の給付の停止、又は返還を命ぜられた場合においても不服を申し立てることなくこれに従います。

1. 勉学に励み、他の模範となる行動をとること。

1. 組合学校卒業後、県内の漁協又は漁協系統団体に3年以上勤務すること。

※下線部分は第4条の第1順位及び第2順位の場合に記載。

平成 年 月 日

本人住所：

本人氏名： ㊟

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ ㊟

※下線部分は、対象者が未成年の場合に記載。

公益財団法人沖縄県漁業振興基金理事長 殿